

東北医科薬科大学公的研究費の管理及び監査に関する規程

令和4年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）における公的な研究費の適切な処理を行い、不正を防止するため、その管理・監査に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
 - (2) 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
 - (3) 文部科学省以外の省庁、文部科学省以外の省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体又は特殊法人から配分される公募型の研究資金若しくは文部科学省以外の省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- 2 この規程において「部局」とは、小松島キャンパス、福室キャンパス（病院を除く。）、附属病院（本院及び若林病院）をいう。
 - 3 この規程において「構成員」とは、役員、評議員、教育職員（嘱託教職員、契約教職員、専任契約職員含む）、及び事務職員（嘱託教職員、契約教職員、専任契約職員含む）、医療職員（嘱託教職員、契約教職員、専任契約職員含む）、技能職員（嘱託教職員、契約教職員、専任契約職員含む）、その他、関連する者をいう。
 - 4 この規程において「研究者」とは、前項のうち、公的研究費を使用して研究を行う者をいう。
 - 5 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法令及び本学の規程等に違反した公的研究費の使用をいう。
 - 6 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
 - 7 この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
 - 8 この規程において「不正防止計画」とは、公的研究費の不正使用防止対策を実施するための年度計画をいう。
 - 9 この規程において「不正防止対策」とは、公的研究費の不正使用の発生を未然に防止するため、不正使用の発生要因の分析結果を踏まえて実施する施策をいう。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理を行う最終的な責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように指導力を発揮するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 5 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定、並びにその実施状況や効果等について、理事会において審議を主導する。
- 6 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運び不正防止に向けた取り組みを促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- 7 最高管理責任者は、監査の実施結果を踏まえ、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。

- 2 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、本学全体の具体的な不正防止対策として不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動の計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス教育及び啓発活動の計画は次の事項に留意して策定するものとする。

コンプライアンス教育

(1) コンプライアンス教育は、以下の区分により実施すること。ただし、嘱託教職員及び契約教職員や学外からの共同研究者等については、リーフレット等の配付をもってこれに代えることができる。

ア 新任研修 新たに構成員となった者を対象とし、採用等の際に実施する。

イ 定期研修 構成員を対象とし、毎年度最低1回以上実施する。

- (2) 構成員の権限や責任等に応じた効果的で実効性のある内容を設定し、定期的に見直しを行うこと。
- (3) e-learning (eAPRIN) や研修会等の形式により実施すること。
- (4) 公的研究費の使用ルール説明や研究倫理教育等と併せて実施する等、適切な時期に設定すること。
- (5) 受講状況を把握し、未受講者に受講を促す仕組みを整備すること。
- (6) アンケート等により理解度を把握すること。

啓発活動

- (1) 啓発活動はコンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定すること。
- (2) 既存の会議等を活用するほか、電子メール、ポスターの掲示等により実施すること。
- (3) 少なくとも四半期に1回程度実施すること。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、小松島キャンパスにおいては薬学部長、福室キャンパスにおいては医学部長、附属病院(本院)においては医学部附属病院長、附属病院(若林病院)においては医学部附属病院若林病院長をもって充てる。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対し定期的に啓発活動を実施する。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止する観点から、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者の指示のもとで、各部局における研究費の適正な運営及び管理に努める者(以下「コンプライアンス推進副責任者」という。)を置く。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、企画部長、財務部長、学務部長、医学部事務部長、病院事務部長、若林病院事務部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進副責任者は、執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者に遅滞なく示すものとする。

(監事)

第7条 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる者として監事を置く。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 3 内部監査部門、防止計画推進部署及びその他の関連部署と連携し、適切な情報提供等を行う。
- 4 監事は、確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(職名の公表)

第8条 第3条から第5条の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 環境の整備

(ルールの明確化・統一化)

第9条 公的研究費の受領、直接経費の支出等に係る管理及び手続きは、研究者に代わり本学が行う。

- 2 前項に定める本学が行う手続きについては、事務局分掌規程、稟議規程、経理規程、調達規程、旅費規程、その他関係法令を準用する。

(職務権限の明確化)

第10条 公的研究費の事務処理に関して、構成員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するもの

とする。

- 2 構成員は公的研究費の申請や執行等を行うときは、この規程のほか、関係する規則や法令等を遵守しなければならない。
- 3 公的研究費に関する事務の分掌については、「事務分掌規程」に定めるものとする。
- 4 事務処理については、責任の所在を明確にしたうえ、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。

(行動規範)

第 11 条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、公的研究費の使用に関する行動規範を策定する。

(構成員の意識向上)

第 12 条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図るため、次の各号に定める事項を行うものとする。

- (1) 公的研究費に関する本学の関係規則等について周知を図る。
- (2) 公的研究費に関するコンプライアンス教育、啓発活動を実施し、意識向上を図る。
- (3) 公的研究費の執行に当たっては、研究者の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究機関が管理すべきものであることを周知する。
- (4) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し誓約書の提出を求める。
- (5) 誓約書の提出のない者は、公的研究費の申請が行えないものとし、公的研究費の運営・管理に関わることができない。

(情報発信・共有化)

第 13 条 公的研究に関する事務処理手続き及び使用規則等について、大学法人内外からの相談を受けられる窓口として、公的研究費の相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は企画部研究支援課に設置する。
- 3 不正への取り組みに関する方針等の諸規程等を内外の利用者に対し公表する。

第 4 章 告発等の取扱い、調査及び懲戒

(不正使用の取扱い)

第 14 条 公的研究費の不正使用（その疑いがあるものを含む。）については、「東北医科薬科大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」に基づき取り扱うものとする。

第 5 章 不正防止計画の策定・実施

(防止計画推進部署)

第 15 条 本学における不正防止対策を推進するため、防止計画推進部署を置き、当分の間企画部研究支援課をもってこれに充てる。

- 2 防止計画推進部署は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 基本方針案、不正防止計画案の作成
 - (2) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握、検証に関すること。
 - (3) 関係部署と協力し、不正発生要因を分析するとともに、それに対する改善策を講ずること。

(4) 不正防止対策（コンプライアンス教育、啓発活動計画案）の作成、実施

(5) 公的研究費の事務処理手続き等相談受付、対応。

（防止計画推進専門委員会）

第 16 条 本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため、研究倫理委員会のもとに防止計画推進専門委員会を置く。

2 防止計画推進専門委員会に関し必要な事項については、「東北医科薬科大学防止計画推進専門委員会内規」に定める。

第 6 章 適正な運営・管理活動

（監査及びモニタリング）

第 17 条 公的研究費に関する内部監査は、監査室が行う。

2 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、公的研究費について、発注・検収・支払の現状を確認するとともに、帳票類及び機器備品の現物検査並びに研究の遂行状況について監査を行うものとする。

3 内部監査の実施結果については、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

4 公的研究費に関する監査及びモニタリングは、監事及び監査室並びに監査法人等と防止計画推進部署が連携を強化し、不正防止に努める。

（間接経費）

第 18 条 公的研究費に間接経費が含まれている場合は、研究者は交付を受けた間接経費を本学に譲渡し、本学が間接経費に関する事務を行うものとする。

2 間接経費を譲渡した当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、本学は直接経費の残額の 30% に相当する額の間接経費を当該研究者に返還するものとする。

3 前項の規定に関わらず、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合は、当該補助金を所管する機関所定の手続に従い、前項の間接経費を返還するものとする。

（設備、備品又は図書等の寄附）

第 19 条 研究者は、科学研究費補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を直ちに本学に寄附しなければならない。

2 寄附を行った当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、本学はその求めに応じて、当該設備等を当該研究者に返還するものとする。

（執行状況の確認等）

第 20 条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）

は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者に遅滞なく示すものとする。

（発注段階での財源の特定）

第 21 条 研究者は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。この場合は、研究者に発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責

任、並びに弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

(取引業者との癒着防止)

第 22 条 発注又は契約する際は、調達規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて事前に取引業者から誓約書の提出を求める等の癒着防止のための措置を講ずるものとする。

2 公的研究費に関して不正な取引に関与した取引業者には、調達規程を準用し、当該業者との取引を停止するなどの必要な措置を行うものとし、取り扱うものとする。

(検収業務等)

第 23 条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、経理規程等の定めにより行うものとし、研究者が国内で物品の購入等契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、事務局による納品事実の確認を受けなければならない。

2 嘱託教職員及び契約教職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務局が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(換金性の高い物品の管理)

第 24 条 換金性の高い物品については固定資産と同様に管理するものとする。

2 換金性の高い物品とは、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ又は録画機器をいう。

(出張の確認)

第 25 条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ予算責任者又は予算責任者から権限を委譲された者の承認を得るものとし、出張後は、旅費規程に基づき復命書を提出しなければならない。

(事務)

第 26 条 この規程に関する事務は、企画部研究支援課が行う。

(改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、「公的研究費取扱規程」は廃止する。